

個人データ活用をどこから進めるか

武蔵大学社会学部教授

庄司昌彦
しょうじ まさひこ



行政機関が保有するデータを誰もが自由に使える利用条件で一般に開放する「オープンデータ」政策。東日本大震災時にさまざまな情報が有効活用できなかった反省に基づいて取り組まれるようになり、最初の「電子行政オープンデータ戦略」(2012年)からすでに7年が経過した。一般的に行政機関が提供するオープンデータでは個人データは対象外だが、行政機関には多種多様な個人データが蓄積されており、それらの有効活用も課題になってきている。また、個人がデータの活用方法をコントロールするための情報銀行等の仕組みも整ってきている。今後、個人データも含むデータ活用の環境を社会的に整備していくための鍵はどこにあるだろうか。

個人データ活用に関する 意向調査から見えるもの

はじめに、筆者が参加した内閣官房IT総

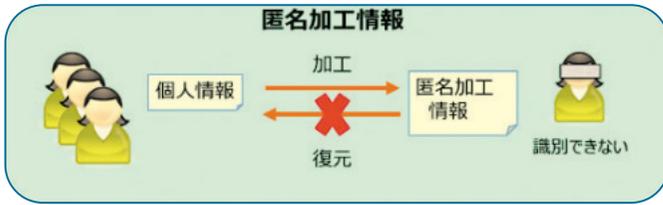
合戦略室の「我が国におけるデータ活用に関する意識調査」(2019年2月)の概要を紹介したい。PDS(Personal Data Store)や情報銀行といった個人データ活用サービスの認知度は低く、内容まで認知している人は10%未満であった。しかし、内容を説明すると利用意向は2割程度まで上昇した。またさまざまな分野の個人データ活用サービスの内容を具体的に例示して利用意向を質問したところ、医療や交通等の分野では4割程度の人が利用意向を示した。つまり、個人データ活用サービスは全面的に拒否されているわけではなく、メリットが明確であれば利用される可能性がある。

また、情報銀行の利用意向が高い人は、10〜20代の男性、比較的年収が高い人、個人情報を活用したサービスを4つ以上利用している人、社会貢献意識が高い人、プライバシー意識が高い人に多かった。逆に、情報技術へ

の親和性が低く、恐怖感を持つ人々は高齢の女性に多かった。また8割以上の人々が自分で情報を管理したいと考え、しかし5割の人々は自分で管理するのは煩わしいとも考えていた。

この結果で重要なのは、個人データ活用サービスを利用しそうな人々の特徴や、彼らが関心を持つ分野が明らかになってきたことである。例えばITサービスに親和的で比較的年収が高く若い男性が、お金を払ってでも使いたいと思うビジネス支援・医療健康・交通サービスを具体的に提案し、改善を繰り返していくことで、個人データ活用サービスの本格的な発展や普及に向けたトリガーを見つけていくことができるのではないか。ビジネス促進の観点では、B to B的な側面があり一般にはわかりにくい情報銀行の認知度を高めていくよりも、セグメントを分析し具体的なサービスを提案・改善していくことが求め

図表1 匿名加工情報とは



匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。

図表2 匿名加工情報の利活用事例



ポイントカードの購買履歴や交通系ICカードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性

医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビ等から収集される走行位置履歴等のプローブ情報を活用したより精緻な渋滞予測や天候情報の提供等により、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性

出所：個人情報保護委員会ウェブサイトより抜粋

匿名加工情報・本人の同意を必要としない個人データの活用事例

られる。

ところで、改正個人情報保護法(2017年施行)では、「匿名加工情報」の制度が導入された。ほぼ同じ仕組みを、行政機関個人情報保護法では「非識別加工情報」と呼ぶ。これは(1)適切に加工し、(2)安全管理措置を取り、(3)作成や第三者提供について公表し、(4)個人

の再識別をしないという条件を守れば、データ提供者本人の同意を得ることなく個人データを活用できるという制度である。法改正時から、個人データを匿名加工しても、いくつかの項目を組み合わせることで個人が再識別される可能性がゼロではないことは指摘されており、近年もそうした研究成果は発表されている。ただし、万が一技術的に再識別が可能になったとしても、再識別する行為が法的に禁止されているので再識別はされない、というのがこの制度のポイントである。

最近のニュースでは、民間の銀行が独立行政法人から100万件以上のデータを非識別加工情報として入手し、住宅ローンのAI審査モデルの構築に活用することが報じられた。この銀行は自社で保有していないデータを開発に利用できるが、個人データを使われた人々はその銀行から直接勧誘される可能性も、そのデータが第三者に提供されて再活用される可能性もない。この

事例は「本人の同意を必要としない個人データの活用方法」として、多くの企業の参考になるだろう。政府や独立行政法人には、政府にしか取得できないさまざまな個人データが存在する。今後、さらに多様な活用事例の登場が期待される。

地方自治体は個人データ提供にかかわる環境整備を

一方、地方自治体では「匿名加工情報・非識別加工情報」の提供環境が十分に整っていないとはいえない。これは、個人情報保護法は民間企業等、行政機関個人情報保護法は国と独立行政法人を対象としており、地方自治体が保有する個人情報の保護と活用は、各自治体の個人情報保護条例がそれぞれカバーしているという問題(いわゆる個人情報保護法制2000個問題)があるためである。歴史的経緯があつてこのような状態になっているが、データが自治体の範囲を超えて広域流通することが当然となっている時代にルールが分断されている現状は「保護」にとっても「活用」にとっても制約となっており、検討が望まれる。

以上のように、個人データ活用環境整備の鍵は、対象を特定した具体的なサービス開発と既存制度の有効活用にあるといえよう。